**スクール・サポート・スタッフ（代替）（会計年度任用職員）募集要領**

世田谷区内の区立小・中学校に勤務するスクール・サポート・スタッフ（代替）の登録者を募集します。ご登録いただいた方には、欠員等が生じた際に随時お声かけいたします。

**１ 職務内容**

区立小・中学校の教員の業務（管理職の業務及び児童・生徒の指導に関する業務を除く。）のうち、教員の負担軽減のための補助業務を行います。

（例）•通知類の仕分け、配布、封入等

•学習プリントや会議資料等の印刷

•授業準備補助・環境整備（保体、家庭、理科、図工等の授業前の準備や後片付け等）

•アンケート、提出物等に対する取りまとめ

•パソコンを使用した軽易なデータ入力

•電話対応・来客対応、校内の消毒作業

•その他、教育委員会が教員の負担軽減のために必要と判断した業務

**２ 応募資格**

地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方（裏面参照）は応募できません。

**３ 勤務条件**

（１）任用期間　令和７年４月１日～令和８年３月３１日までにおいて、欠員に応じた期間

　　　※任期満了時の職員の欠員状況等に応じて、勤務実績を考慮した上で、同一会計年度内で任期を更新する場合があります。

　（２）勤務日数・勤務時間・報酬・社会保険等

以下①～③のうち、いずれかの勤務を選択してください。

**①月１６日・１日６時間勤務**（勤務例：午前9時～午後4時　うち休憩1時間）

・月額報酬 １４０，１５０円（地域手当相当分含む）

・健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金・雇用保険の適用**あり**（任用期間による）

**②月１３日・１日７時間勤務**（勤務例：午前8時30分～午後4時30分　うち休憩1時間）

・月額報酬 １３２，８５０円（地域手当相当分含む）

・健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金・雇用保険の適用**あり**（任用期間による）

**③月１２日・１日６時間勤務**（勤務例：午前9時～午後4時　うち休憩1時間）

・月額報酬 １０５，１１２円（地域手当相当分含む）

・健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金・雇用保険の適用**なし**

　　　　　※交通費は別途支給（月額上限５５，０００円）。

※一定の要件を満たす場合、期末・勤勉手当を支給。

※申込時は複数選択可。

※原則平日勤務ですが、行事のある土日・祝日に勤務となることがあります。

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の

　勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

※勤務する小・中学校によって、勤務時間帯が異なります。

（３）勤務場所　世田谷区内の区立小・中学校

（４）公務災害補償等　公務災害補償等の適用となります。

（５）休　　暇　年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

（６）そ の 他　・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

　　　　　　　　・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

**４ 登録方法**

「申込書兼履歴書」と「世田谷区における勤務経歴等確認票」を学校職員課職員係（世田谷区役所東棟６階６０３番窓口）へ提出してください（郵送可）。書類選考（一次選考）のうえ、採用候補者名簿に登録します。

なお、登録期間は名簿登録日から令和８年３月３１日です。更新希望の場合は再度申込みが必要です。

**５ 任用について**

欠員等により任用の必要が生じた際、ご登録いただいた方に学校もしくは学校職員課から随時お声かけいたします。その後、面接（二次選考）のうえ任用可否を決定します。

**６ 身　　分**

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

**７ 公務災害補償等**

公務災害補償等の適用となります。

**８ そ の 他**

・条例等に規定する休暇等の制度があります。

・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方

【地方公務員法第１６条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【お問い合わせ先】

世田谷区教育委員会事務局学校職員課職員係

〒１５４－８５０４ 世田谷区世田谷４－２１－２７

電話：５４３２－２６７２（直通）